

自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（父母及び子1名）について、避難費用及び生活費増加費用が賠償されたほか、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、両名合計で3万円の精神的損害（増額分）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### (1) 平成23年分

- ア 避難費用（避難交通費）
- イ 避難費用（宿泊費）
- ウ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- エ 生活費増加費用（ホテル滞在中の生活費増加費用）
- オ 精神的損害
- カ 線量計購入費用

##### (2) 平成24年～平成25年分

- ア 避難費用（避難交通費）
- イ 避難費用（保養プログラム参加費用）

#### 2 期間

- (1) については、平成23年3月11日から同年12月末日
- (2) については、平成24年1月1日から平成25年12月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金958,700円の支払義務があることを認める。

(内訳)

##### (1) 平成23年分

- ア 避難費用（避難交通費） 241,600円
- イ 避難費用（宿泊費） 219,900円
- ウ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）

	30,000円
エ 生活費増加費用（ホテル滞在中の生活費増加費用）	24,000円
オ 精神的損害	310,000円
カ 線量計購入費用	49,700円
（2）平成24年～平成25年分	
ア 避難費用（避難交通費）	31,200円
イ 避難費用（保養プログラム参加費用）	52,300円

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の和解金のうち金760,000円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（同2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年2月5日

（仲介委員 秋定 和宏）